

平成30年度

技術倫理指導員資格試験 応募要項

申込書受付期間：平成30年9月12日（水）～12月28日（金）（当日消印有効）

※試験会場の都合により、定員になり次第受付を締め切りますのでHPで
申込状況をご確認の上お申し込み下さい。

資格区分：一般技術倫理指導員：I、上級技術倫理指導員：II

※ I と II の併願及び複数会場での受験はできません。

応募対象者：一般技術倫理指導員：I

A要件を有する者：技術士補、JABEE認定の大学等を卒業した者ある
いは相当の者、詳しくは技倫指要綱の5条参照

上級技術倫理指導員：II

B要件を有する者：技術士、大学等の技術倫理の教育者あるいは相
当の者、詳しくは技倫指要綱第5条参照

面接試験

試験地：札幌市、室蘭市、北見市（今回は札幌市のみ）

対象者：I, II

日時：平成 31年 2月 20日（水）

定員：10名

一般社団法人 第三者社会基盤技術評価支援機構・北海道

「技術倫理指導員資格制度」について

1. 技術倫理指導員資格制度の背景と目的について

(社) 第三者社会基盤技術評価支援機構・北海道 (以下「HITEST: ハイテスト」という。) は、各学協会等に規定されている技術者倫理規定および平成16年に公布された公益通報者保護法などを俯瞰すると、豊かで安心な社会を創るために、自然環境、災害、エネルギー、インフラなどに対して技術倫理を嚆矢として、サステイナブルで心の豊かさを追求する地域社会、企業、大学を創造することが必要と考えます。技術倫理指導員はこの目的に向かって学び、研修し、力を結集することによってこれらの諸問題を支援解決しようとするものがあります。技術倫理指導員の実務的活動によって新しい社会の構築に貢献します。新たな分野の開拓と新たな活動の場の創造が期待されます。

2. 技術倫理指導員の資格及び定義

本制度における資格は一般技術倫理指導員 (以下、「一般技倫指導員」又は試験区分Ⅰという) 及び上級技術倫理指導員 (以下、「上級技倫指導員」又は試験区分Ⅱという) の2資格とし、一般及び上級技倫指導員とは「技術倫理指導員資格制度要綱」の第4条に規定する資格試験に合格し、同第7条又は第8条に規定する登録を行った者を言います。また、資格者は希望の実務経験、実務訓練 (以下、実務的経験等) に参加し、社会に貢献する機会を設けます。この規定は別に定めます。

一般及び上級技倫指導員の定義は以下の通りです。

- ① 一般技倫指導員： 指導者としての人格および技術者倫理に関して必要な技術的専門知識と講習会の受講などの実務的経験を有する者
- ② 上級技倫指導員： 指導者としての人格および技術者倫理に関して高度な技術的専門知識と豊富な実務的経験を有する者

3. 手続きフロー

募集期間	募 集	平成30年9月12日（水）～12月28日（金） HITESTホームページ http://hitest.sakura.ne.jp/
	受験申込み	受験申込書／業務経歴証明書 振込金受領書控え（コピー）
審査期間	論文提出 面接試験の通知	平成31年1月15日（火） ※1 面接試験の1カ月前 受験票の送付
	面接試験（口頭試問）	平成31年2月20日（水） ※2 論文口頭試問／面接試験
	合格発表	平成30年3月頃 HITESTホームページで番号を発表 合格者へ合格証の送付 ※3
	資格登録	資格試験合格の日から3年以内に登録 登録申請書／振込金受領控え（コピー）
登録期間	資格認定	登録証の交付

- ※1 論文試験の合格は100点満点として、一般技倫指導員は60点以上、上級技倫指導員は60点以上取得する必要がある。
- ※2 面接試験の合格は100点満点中、一般・上級技倫指導員とも60点以上取得する必要がある。
- ※3 病気等で面接試験のみ欠席の場合、申し出により当認定委員会の承認を受ければ面接試験を次年度1回のみ延期することができる。

4. 技術倫理指導員資格の登録者の有効期間

対象者	発効日	失効日
初めて登録する者	登録日	当該試験の合格日以降の直近の4月1日から起算して3年後の4月1日
更新により登録する者	登録日	登録申請日以降の直近の4月1日から起算して3年後の4月1日

※今回の試験に合格して登録された方の登録の有効期限は、平成34年3月31日までとなります（登録の失効から1年間については 第8条4により再登録できる）。

※有効期間内にHITESTの指定する資格更新講習会（仮称）を受講することにより、登録を更新することができます。更新する際の資格要件および講習会の詳細については、改めてHITESTホームページで公表します。

「技術倫理指導員」の受験手続き等について

1. 受験申込書等の受付について

1) 受付期間

平成30年9月12日（水）～12月28日（金）〈当日消印有効〉

※試験会場の都合により、定員になり次第受付を締め切りますので、HPで申込状況をご確認の上お申し込み下さい。

2) 送り先

所定の日までに下記へ受験申込書類および技倫推進論文を郵送して下さい。

〒061-1424 恵庭市大町1-5-1

HITEST 試験監理局 佐伯 昇

3) 提出書類等

受験申込書等は、HITESTホームページ (<http://hitest.sakura.ne.jp/>) から入手して下さい。

① 受験申込書

・写真貼付（6ヶ月以内撮影、正面、無帽、無背景、スナップ不可）

② 業務経歴証明書

・業務経歴証明書は、現在所属する機関（所属していた直近の機関）で証明を受けてから提出して下さい。所属機関が無い場合は近過去の業務、現況を記載してください。なお、記載内容が事実と異なると認められた場合は、合格・登録が取り消されることがありますのでご注意ください。

③ 受験手数料（消費税込み） 15,000円

・銀行振込み：振込金受領書の控え（コピー）を同封して下さい。

振込手数料は受験者の負担となります。

振込銀行：北洋銀行 本店営業部

口座番号：（普）2180756

口座名義：一般社団法人 第三者社会基盤技術評価支援機構・北海道

④ 実務推進論文

論文数：Ⅰを受験の場合2つ、Ⅱを受験の場合3つ

形式：A4 1論文につき1枚（1000字程度、横40x縦25行、10.5ポイント）

内容：HITESTが開催した講習会等の内容を基に技術倫理を評価し、技術者として技術倫理を推進していくための具体的実務計画（教育面、企業内、一般社会、報道等を対象）の提案論文

提出期限：実務推進論文は平成31年1月15日（火）までにHITEST試験監理局宛に送付下さい。

2. 受験票の送付について

- ・面接試験の受験資格を満たすと認められる方には、受験番号、試験日時、会場、注意事項等を記載した「受験票」を返送します。なお、この「受験票」は、受験番号等を確認後、大切に保管し面接試験当日に持参して下さい。
- ・面接試験の受験資格を満たしていないと認められる方には、その旨を文書で連絡します。その場合、面接試験は受験できません。なお、受験手数料は返還いたしませんので、受験資格を十分確認して下さい。
- ・試験日の1ヶ月前までに受験票が届かない、又は紛失した場合は、速やかにHITEST事務局：shimura@eng.hokudai.ac.jp、または試験監理局：Fa50331245@aol.comまで確認をして下さい。

3. 合格後の登録について

- ・合格後には、技倫指要綱の第3章に規定されている資格登録、有効期間および更新を参照してください。
- ・合格後の資格登録料として5,000円、更新は3年ごとに1回、資格登録は技術倫理に関する提案論文を提出すること。（書式、A4、1500字程度、横40字×縦25行、10.5ポイント）とする。
- ・試験合格者に対して、合格通知書に資格登録の説明書、様式を同封します。
- ・登録された技術倫理指導員については指定の実務経験等に参加する場合、実費を支給します。

4. 講習会について

- ・技術倫理指導員の受験者、および資格の更新者に対してHITESTが講習会を開催します。講習会の開催についてはHITESTのHP (<http://hitest.sakura.ne.jp/>) に掲載されます。

5. その他

問い合わせはHITEST事務局か試験監理局にお願いいたします。